

ヒト受精胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解

ヒト受精胚および卵子の凍結保存と移植(以下、本法と称する)は、体外受精/顕微授精・胚移植の一環として行われる医療行為である。その実施に際しては、本学会会告「体外受精/顕微授精・胚移植に関する見解」、「重篤な遺伝性疾患を対象とした着床前遺伝学的検査(PGT-M)に関する見解/細則」、「不妊症および不育症を対象とした着床前胚染色体異数性検査(PGT-A)に関する細則」ならびに「不妊症および不育症を対象とした着床前胚染色体構造異常検査(PGT-SR)に関する細則」を踏まえ、さらに以下の点に留意して行う。

1. この見解における凍結保存と移植の対象は、本学会会告「体外受精/顕微授精・胚移植に関する見解」、および、同技術を用いた関連する見解や細則、「重篤な遺伝性疾患を対象とした着床前遺伝学的検査(PGT-M)に関する見解/細則」、「不妊症および不育症を対象とした着床前胚染色体異数性検査(PGT-A)に関する細則」ならびに「不妊症および不育症を対象とした着床前胚染色体構造異常検査(PGT-SR)に関する細則」に基づいて行われた体外受精/顕微授精等で得られた受精胚、および卵子である。
2. 本法の実施にあたって ART 実施登録施設は、被実施者夫婦に、本法の内容、問題点、予想される成績、目的を達した後の残りの受精胚または卵子、および許容された保存期間を過ぎたものの取り扱い等について、事前に文書を用いて説明し、了解を得た上で同意を取得し、夫婦各々の自署による同意文書を保管する。
3. 凍結されている卵子はその卵子の由来する女性に、また凍結されている受精胚はそれを構成する両配偶子の由来する夫婦に帰属するものであり、その女性または夫婦は、当該 ART 実施登録施設に対し、凍結卵子または受精胚の保管を委託する。
4. 受精胚の凍結保存期間は、被実施者が夫婦として継続している期間であってかつ卵子を採取した女性の生殖年齢を超えないこととする。卵子の凍結保存期間も卵子を採取した女性の生殖年齢を超えないものとする。凍結融解後の卵子から得られた受精胚、または凍結融解後の受精胚は、卵子採取を受けた被実施者のみに移植されるものであり、ART 実施登録施設は移植ごとに被実施者夫婦各々の自署による同意文書を取得し保管する。
5. 本法の実施にあたって ART 実施登録施設は、受精胚および卵子の保存やその識別が、安全かつ確実に行われるように十分な設備を整え、細心の注意を払わなければならない。
6. 本学会会員が本法を行うにあたっては、所定の書式に従って本学会に登録、報告しなければならない。

(昭和 63 年 4 月発表、会長 須川 信)

(平成 18 年 4 月改定、理事長 武谷雄二、倫理委員会委員長 吉村泰典)

(平成 22 年 4 月改定、理事長 吉村泰典、倫理委員会委員長 嘉村敏治)

(平成 26 年 6 月改定、理事長 小西郁生、倫理委員会委員長 青原 稔)

(令和 4 年 6 月改定、理事長 木村 正、臨床倫理監理委員会委員長 三上幹男、

定款・見解改定検討小委員会委員長 鈴木 直)

(令和 6 年 6 月改定、理事長 加藤聖子、臨床倫理監理委員会委員長 鈴木 直、

定款・見解改定検討小委員会委員長 小野政徳)